

《尖閣諸島問題》

ご近所のみなさん、こんにちは。日本共産党です（〇〇事務所です）。お近くから恐縮ですが、この場をおかりしまして、日本共産党の政策をお話しさせていただきます。しばらくの間、よろしくお願いいたします。

さて、今日はニュースでも大きく取り上げられた尖閣（せんかく）諸島の問題について、お話しさせていただきます。この問題の発端は、去る9月7日に、日本の領海内の沖縄県・尖閣諸島の沖合で、海上保安庁の巡視船と中国の漁船が衝突した事件です。日本政府は、中国人の船長を処分保留で釈放しましたが、国民に納得いく説明はされていません。問題の焦点はどこにあるのでしょうか。

みなさん、尖閣諸島付近の日本の領海で、外国漁船の不法な操業を海上保安庁が取り締まるのは当然です。いわれのない中国の抗議には毅然として対処すべきです。

また、こうした事件をくり返さないためには、日本政府が、尖閣諸島の所有権について、歴史的にも国際法的にも明確な根拠があることを、中国政府や国際社会にあきらかにする積極的な活動を行うことが大切です。

みなさん、尖閣諸島には、いまから126年前に数百人の日本人が住み着き、かつお節の生産などを行っていました。日本政府は、1895年1月の閣議決定で尖閣諸島を日本領として正式に編入しました。どの国の領土にもなっていない地域に対し、ある国が領有の意志を示して自国領土にし、実効的に占有することは「先占（せんせん）権」として国際法で認められています。最近まで中国の地図にも「尖閣諸島は日本の領土」とされていました。日本政府が尖閣諸島を日本の領土として編入してから75年間、他国が異議を唱えたことはありませんでした。

こうした経過からしても、尖閣諸島が日本固有の領土であることは明確です。日本共産党は、尖閣諸島が日本に帰属しているという見解を1972年に発表しています。

みなさん、一番の問題点は、日本の政府が尖閣諸島の領有権について、歴史的にも国際法的にも明確な根拠があることを、中国政府や国際社会に言うべきことを言っていないところ、ここに問題があります。この点について、日本共産党の笠井あきら議員がたまたところ、前原外務大臣は「これまでの政府の対応は、大いに反省しなければならない」と、答弁しました。

みなさん、領有権の問題は、意見の違いがあつたとしても、漁業者の安全操業が確保されなければなりません。この問題の主題とした交渉をきちんと行い、安全操業ができるよう責任を果たすことを求めます。日本共産党は、中国政府に対しても「事態をエスカレートさせない冷静な、抑制した対応をとるよう」求めています。

ご協力ありがとうございました。最後に、くらしを守り、真実の報道を貫く「しんぶん赤旗」のご購読をお願いしまして、私のお話を終わらせていただきます。